

# 1930年代前後における都市部落の 状態と同和事業について

秋 定 嘉 和

(京都市立芸大・大阪工業大講師)

## 目 次

はじめに

### I、京都市同和地区の状態について

- a、その沿革と人口状況
- b、職業・所得状態
- c、生活状況
  - 1. 住居 2. 住居施設 3. 保健状態
- d、教育問題

### II、京都市同和事業の展開

- a、同和政策のはじまり
- b、同和財政の概観
- c、地区整理事業
- d、トラホーム治療所
- e、託児所から隣保館へ
- f、家事見習所
- g、授産場
- h、公設浴場
- i、部落産業の協同組合化と転失業問題

### III、要約

はじめに

近代部落史研究のうえで、都市部落のもつ意義について論及されたものは多くない。

それは、従来の研究の視点が、いわゆる「日本資本主義論争」の問題提起をうけ、労農派は、部落問題の日本資本主義発展への解消論的見解をとっていたし<sup>①</sup>、一方、講座派は、その半封建制的制約を主張することから、農村における封建制—地主制との関連で、部落問題をとらえる立場がつよく出ていたことと関連するといえよう。<sup>②</sup>

現在、「高度成長政策」の展開をみるなかで部落問題の解消論の新しい論及もみられるのであるが<sup>③</sup>、しかし、解放運動の高揚をみるなかでも依然として困難な諸

条件を提示してきているといえよう。したがって、運動の当面している問題の側から論をたてる必要があることは、いうまでもない。

本稿は、この課題とは、若干の視点をかえてまとめようとしている。つまり、戦前、水平運動の高揚をみる京都市の「同和地区」とそれに関係する「同和事業」を検討するなかで、その内容と事実を押えていくというかたちをとっている。そして、戦前の資本主義発展のなかで都市部落のおかれた状況を簡単に整理するなかで、今後の作業を考えることにある。

いうまでもなく同和事業は、水平運動のたかまりのなかで権力の側からする対応策としての側面をもつ。その具体的内容が、部落の側に何をもたらしたかということの糾明は、さらに深められねばならないのであるが、今回の作業が、それへのはじまりであることも附記しておきたい。

また、今後、これらの作業を通して、1930年代の「解消論」に対して、部落の実態に即した論点を展開することも意図している。

### I、京都市同和地区の状態について

#### a、その沿革と人口状況

京都市における都市部落は、古くは、旧市域の外廓地域や河川・荒地地域に存在したのであるが、封建都市としての発展をみるなかで、漸次、都心部に位置するようになってきた。いま、この沿革をたずねれば、ほとんどが、中世的起源をもつ。たとえば、諸国窮民が、清水寺の参道に集住し、いわゆる「坂の者」として端を発したり、加茂磧に居住した「雑戸の民」に始ったりした諸住民集団が、分散・集住の過程のなかで、それぞれの地区に定着をみせたのが、大略、寛文年間といわれる。この期の調査（正徳年間）によれば、旧市内六地区の戸数は500戸に満たなかった<sup>④</sup>。

その後、第1表にみられるように、明治維新後の流入窮民と、人口自然増加により、1937年現在（6地区）19,554人となり人口密度1万坪当り1,608人であり、こ

第1表 京都市（旧市域）同和地区の人口・世帯数

	明治40年		昭和12～13年		昭和40年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
楽只	1,276	163	2,069	443	2,160	532
養正	1,587	253	3,698	856	2,503	505
三条	2,001	—	2,211	577	2,107	572
錦林	456	—	1,209	247	1,087	240
壬生	671	—	1,406	317	1,339	350
崇仁	5,396	—	8,961	1,991	10,375	2,964
竹田	—	—	1,916	420	2,063	668
深草	—	—	1,136	263	1,470	707
計	—	—	22,606	5,114	23,104	6,538

＜出典＞ 「未解放地区の生活実態」「京都市における不良住宅地区に関する調査」「京都市における同和行政の概要」より作成。

これは、市の人口密度275人に比して約6倍に達する過剰人口地帯を形成する。◎

いま、人口の流動状況を概括してみれば、戦前において、一貫して都心部「地区」は人口増加をとげていくが、戦後においては、その過密性の限界から減少傾向を示すものすらであるが、逆に周辺部「地区」は増加していく。このことを、全国的傾向で押えるならば、1927～8

第2表 世帯主の本籍地と居住年月

本籍地	居住年月	5年以下	～15年	～30年	～50年	51年～	不明	合計	本籍地率 %
	京都市	同一地区内	927	904	734	299	152	20	3,036
他地区		69	34	17	7	1	1	129	2
その他		161	145	79	32	9	1	427	8
小計		1,157	1,083	830	338	162	22	3,592	67
近畿地方	340	201	83	14	3	5	645	12	
中国地方	19	6	2	—	1	—	28	—	
四国	15	4	1	—	—	—	20	—	
九州	16	4	—	—	—	—	20	—	
中部	63	30	12	2	1	3	111	—	
関東以北	18	7	2	—	—	—	27	—	
小計	131	51	17	2	2	3	206	4	
不明	44	5	4	—	—	—	22	75	1
外国人	674	159	4	—	—	—	11	848	16
合計	2,346	1,499	838	354	169	63	5,367	100	
居住年月比 %	43	28	18	7	3	1	100		

＜出典＞ 「京都における不良住宅地区に関する調査」P47で作成以下「調査」と略す。

＜注＞ 近畿地方に京都府下は算入、なお流入者はすべて「地区」出身者か否か不明である。

年の調査（26府県701地区・173,589人）によれば、約10%が転住し、農村から都市の部落へ（雑業地区）集中がみられることと対応する。◎

ここで、第2表の検討に入るが、まず第1に、同一地区に本籍をもっている世帯主は、57%で、他の43%は、他地区、他府県からの流入者である。主たる流入者は朝鮮人で（16%・848人）京都市内他地区（10%）や近畿地方（12%）をこえている。このことは、地区の差別的な存在が、新たな植民地人民の流入＝民族的被差別者を包括していくものとして機能してくることを示している。いかえれば、資本主義的發展＝対外侵略の結果により、更に新しい差別の重層構造をつくりあげることになり人民内部の差別状況を一層、複雑にしてきたといえよう。

さて、第2の特徴は、流入の増大がみられるのは1930年代前後で、このころより一層はげしくなるということであろう。いま、「地区」別にみれば、最も流入率の低いのは、竹田・深草など農村を周辺にもつ都市近郊地区である。また三条のように居住の限界にある地区は、その増加傾向も低い。崇仁地区は、他地区、他府県からの流入者が多く、壬生・楽只・養正地区は、朝鮮人の流入者が多い。

次に、出生率を検討すれば、一般地区との対比でみれば、京都市は、自市出生率が高く（1930年調・49%）他

府県からの流入者の出産率が、比較的、他の大都市より低い<sup>⑧</sup>。このことは、前述した都市部落の各地区の「世帯主・居住者の本籍地調」における同一地区内本籍所有世帯57%に対応した傾向を示していると思われる。しかし、京都市全体では朝鮮人の出生率が、2.2%と低い数を示すが、この2.2%が都市部落とその周辺に集中していること、そして、いま、各地区において朝鮮人を除外すれば、都市部落各地区における同一地区内の以前からの居住率57%が、66%となり、それだけ部落における流入人口の停滞性をみせる<sup>⑨</sup>。

また、流入者が、他府県の地区出身者であること、あるいは、出身者でなくとも流入し、世代交代をへるに従って出身者として「部落差別」をうけることこそ他の都市における「スラム」と違う状況であろう。にもかかわらず、居住者の転出入が、昭和期に入ってきて活発になっていることに注目するとともに、資本主義的發展による「他区」住民の流動という方向が、都市部落の解体という方向でなしに、存続増大という型に示され、そこに地方部落民・一般貧民・朝鮮人<sup>⑩</sup>の集中・集積をもたらしたことを確認せねばならない。

## b、職業・所得状態

いま、第3表により職業上にあられた特徴をみる。

第1に、農林業人口が示されているが、深草・竹田にあり、労働者が多いこと。

第2に、労働者といっても、京都の郷土産業といわれる陶磁器業労働者や紡績・染色労働者（女子における鹿の子紋の内職は比重が高い）が多いことである。都市部落における有職者7,653人のうち、これらの業種に従事する者と、他の一般産業部門に従事する労働者と合算すれば、1,543人にのぼり部落産業就労者をこえる。

第3に、部落産業の占める比重は、皮革、履物類・身廻品加工・木竹草蔓類加工を合算して、1,462人となり、第2の位置を示す。このことは、明治以降の資本主義的發展のなかで、京都の郷土産業・一般産業部門に就労する機会の増大をみるなかで、漸次・その比重を低下していったものと考えられる。なお、この層の就労状況について、後述の業主層の分析でさらにみてみたい。

第4の特徴は、龐大な日雇・雑役層の存在であろう。これらの層は就業者の17~8%をしめ、低賃金・不安定就業のなかで、たえず失業的状況にある階層の存在の大きさを示し、多様な臨時的職業に従事しながら定職を求めるといふ方向をもっており、京都市における停滞的な過剰人口を形成している。

これらの就業状況からいえることは、従来、部落産業といわれてきた産業分野より、その就業分野は、一般産

業部門にまで拡大してきていることである。しかし、このことによって、差別がなくなるとか減少していくということではなくて、一般産業への雇用のなかで、差別問題が惹起されていくということになる。つまり、「地区」外雇用の機会の増大は、明治期より進んできたものであろうが、そのことで、さらに新しく一般労働者の就労分野に入っていくことで、より直接的・具体的な差別状況がありえたのではないかと思われる<sup>⑩</sup>。

そして、また、前記の龐大な日雇・雑役層の存在は、都市貧民として、資本主義的分解の所産として把握されねばならない側面をもっており、この過剰労働力の形成については、部落産業の解体一再編の方向とあわせ再び分析が試みられねばならないのである。

つぎに、商業部門についてみれば、第1に大きな数をしめるのは、零細営業主の存在であり、物品販売・仲買商のなかに多くの屑物・古物商や、靴・皮革・肉類商を含んでいるのが特徴である。

第2は、露天商人層の存在が大きい。商業従事者の約30%が、それにあたる。

さらに、各業種別に、営業主と労働者の関係をみると、「地区」内における友染・機織・綿紬沢業は5軒、建築業は4軒、運送業は1軒しかない。このことは、「地区」外で業者は仕事場をもつか、店舗・営業所をもたない零細業主を考えねばならない。また、物品販売業主の多さは、靴・下駄・履物などの業種の家屋数の多さに対応しており、それは、販売と製造を兼ねた型を示すものと思われる<sup>⑩</sup>。このことが「部落産業」主として、専業主の数の少なさを表現していると考えられる。したがって「物品販売業者」と「部落産業」労働者は対応して存在していると考えて以下、内容をみてみよう。

いま、第4表によれば、「部落産業」と考えられる業種は、圧倒的な家族労働力に依存しており、職人・徒弟、その他労働者をあわせても家族労働者をこえない。そして、その比率は、経営規模の零細性と比例しており、このことは、また、職工・徒弟が業主になりうるような生産一需要とこれに対応した技術水準、資本形態を示している。たとえば、皮革製品統計の歴史的推移をみても明治末期から昭和12年まで、1業主あたり、3~5人雇傭をつづけ、需要の増大には、製造戸数の増加とそれにみあう雇傭職工の一定数増加という型で発展してきている。むしろ、製造戸数の増加に対して、職工数の増加比が低いことからみて、より零細化傾向は激しい。これは、皮革製品産業のなかの1部門に製革業の工場制工業への移行を部分的にみながらの対応形態でもあった。

⑩（以下第5表参照）

履物類も、皮革製品と同じ傾向で、1営業主当たり3人

第3表 同和地区の職業別構成

職 業 別	計(A)	業 主(B)	技 術 者 員 職 員	労 働 者	(A)の合計を 100として	B/A
農 業	17	6	—	11	0.22	35.3
乳 業	14	2	—	12	0.18	14.3
林 業	9	1	—	8	0.12	11.1
計	40	9	—	31	0.52	22.5
窯・土石加工業	230	1	2	227	3.00	0.4
金属機械業	296	1	3	292	3.87	0.3
精巧工業	9	—	—	9	0.12	—
化学工業	18	—	—	18	0.24	—
紡織工業	669	3	1	665	8.74	0.4
被服加工業	112	1	—	111	1.46	0.9
紙製品・印刷業	209	—	—	209	2.73	—
計	1,543	6	6	1,531	20.16	0.4
身廻り品加工業	188	—	—	188	2.46	—
履 物	625	—	—	625	8.17	—
皮革・靴・骨加工業	534	—	—	534	6.98	—
木竹草蔓加工業	115	—	—	115	1.50	—
計	1,462	—	—	1,462	19.10	—
土 建 業	654	20	1	633	8.55	3.1
ガス・電気・水道業	152	2	18	132	1.99	1.3
計	806	22	19	765	10.05	2.7
通信運輸業	350	13	5	332	4.57	3.7
雑役・日雇・家事使用人	1,152	—	—	1,152	15.05	—
小 売 商 業	1,203	959	35	209	15.72	79.7
露 天 〃	518	—	—	(518)	6.64	—
飲 食 業	98	5	—	93	1.28	5.1
接 客 業	250	81	—	169	3.27	32.4
計	2,069	1,045	35	989	27.04	50.5
保 険・金融業	4	4	—	—	0.05	100.0
恩給・地代収入	2	1	1	—	0.03	50.0
計	6	5	1	—	0.08	83.3
軍人・官公吏・教員・雇人	86	—	52	34	1.12	—
宗 教 家	31	—	31	—	0.40	—
医 師・薬剤師	36	3	—	33	0.47	8.3
代書・書記・会計	26	—	26	—	0.34	—
芸 人	28	—	28	—	0.37	—
写 真 師	2	—	2	—	0.03	—
計	209	3	139	67	2.73	1.4
そ の 他	16	—	—	16	0.21	—
合 計	7,653	1,103	205	6,345	100.00	14.4

<法> 露天商は「自家営業主」に入るが労働者に算入した。

<出典> 「調査」より作成。除・朝鮮人。

第4表 部落産業における労働者数・収支比較表

営業別	資本金別	A 工場数	B 労働者数	C 家族労働者	C/B	B/A	販売収入	支出	一工場当り		一労働者当り		
									販売収入	支出	販売収入	支出	
	円				%	人	円	円	円	円	円	円	
竹製品 製造業	a	~ 100	131	265	251	94.4	2.02	97,378	35,915	744	274	367	139
	b	100~ 500	92	197	150	76.1	2.14	127,863	64,834	1,390	705	649	329
	c	500~ 1,000	31	86	53	61.6	2.78	78,833	56,622	2,540	1,830	916	659
	d	1,000~ 5,000	24	120	41	34.2	5.0	199,465	168,931	8,300	7,000	1,660	1,400
	e	5,000~10,000	2	20	2	10.0	10.0	19,500	17,700	9,750	8,850	975	855
	f	10,000~50,000	4	63	2	3.2	15.7	292,560	104,510	73,200	26,200	4,640	1,666
x	計		284	751	499	66.4	2.64	815,599	448,512	2,870	1,900	1,090	597
藁棕櫚 製品 製造業	a		1	1	1	100.0	1.0	1,300	1,540	1,300	1,540	1,300	1,540
	b		4	10	7	70.0	2.5	7,260	5,376	1,820	1,345	726	537
	c		1	1	1	100.0	1.0	3,600	1,360	3,600	1,360	3,600	1,360
	d		5	13	5	38.5	2.6	19,690	14,860	3,940	2,970	1,512	1,140
x	計		11	25	14	56.0	2.27	31,850	23,136	2,890	2,110	1,275	932
皮革製 品製 造業	a		33	43	38	88.4	1.3	33,810	18,195	1,023	550	786	421
	b		75	130	97	74.6	1.73	106,250	64,828	1,440	864	816	499
	c		35	73	47	64.4	2.08	67,630	42,590	1,940	1,217	928	583
	d		24	80	33	41.2	3.75	101,750	76,898	4,210	3,220	1,270	960
	e		2	20	—	0	10.00	59,600	53,600	29,800	26,800	2,980	2,680
x	計		169	346	215	62.2	2.05	369,040	256,111	2,185	1,540	1,063	740
骨、角、 蹄、甲、 牙、貝類 製品製 造業	a		4	5	5	100.0	1.25	3,600	1,339	900	334	721	268
	b		3	9	8	89.0	3.0	5,300	2,950	1,777	984	589	328
	c		1	1	1	100.0	1.0	4,800	—	4,800	—	4,800	—
	d		1	4	1	25.0	4.0	3,120	2,980	3,120	2,980	780	745
	e		1	2	1	50.0	2.0	2,800	2,450	2,800	2,450	1,400	1,225
x	計		10	21	16	76.2	2.1	19,620	13,169	1,962	1,317	934	620
刷毛 刷子 製造業	a		9	16	15	90.3	1.67	8,230	4,640	915	516	515	290
	b		18	40	29	72.5	2.22	25,920	14,863	1,490	825	650	371
	c		4	16	6	37.4	4.0	15,800	11,280	3,950	2,820	987	705
	d		4	18	5	27.8	4.5	17,500	14,050	4,375	3,505	973	781
	e		1	8	—	0	8.0	35,000	23,100	35,000	23,100	4,370	2,890
x	計		36	98	55	56.1	27.0	102,450	67,933	2,830	1,885	1,042	672
履物業 製造業	a		66	108	98	91.0	1.63	52,898	24,215	800	367	490	224
	b		54	138	94	68.0	2.55	92,940	55,677	1,720	1,050	672	464
	c		13	37	22	59.5	2.84	3,207	21,130	247	1,670	865	571
	d		9	31	17	55.0	3.45	84,843	48,120	9,430	5,333	2,740	1,610
	e		1	5	2	40.0	5.0	13,000	11,650	13,000	11,652	2,600	2,330
x	計		143	319	233	74.0	2.23	246,688	160,792	1,740	1,120	774	502

出典> 昭和12年「京都市工業調査書」より作成  
全京都市合計であることに留意されたい。

第5表 部落産業概表

		明治42年	大正8年	昭和2年	昭和12年
皮革製品	a 製造戸数	戸 25	—	128	359
	b 職工数 (数)	人 120	—	358	875
	c 生産額 (円)	足 60,000 円 120,000	—	—	—
製革	a	—	戸 4	4	2
	b	—	人 13	16	3
	c	—	円 19,800	6,200	1,496
履物類	a	戸 51	—	172	135
	b	人 170	—	553	344
	c	足 867,000 円 130,050	—	—	—
刷子	a	戸 28	—	24	—
	b	人 44	—	57	—
	c	打 157,000 円 32,500	407,608	55,034	—
竹藤製品	a	戸 72	—	132	—
	b	人 190	—	380	—
	c	円 55,380	—	299,160	—
屠肉品	頭数	頭 5,015	8,885	17,854	29,576
	数量	斤 1,379,025	283,325	668,550	1,163,357
	価額	円 239,510	1,827,635	3,181,016	4,437,105

出典> 「市統計書」「市政要覧」「市産業要覧」「産業の京都」より作成

注> 皮革製品と履物類は大正まで重複計上されている。

前後の職工という零細規模のなかで需要に対してきたが大正末期～昭和初期に、その発展は、他の工場制工業による履物製品（ゴム工業など）により打撃をうけ、その発展に頭打ちの状況がみられること、このことは、この産業部門労働者に「被救恤層」的貧困者が多いことも、それを裏付けている。

刷子業についても、大正期をピークとしてあとは発展をみない。ここでも雇傭職工は、1～5人ぐらゐの規模

で、5人内外の雇傭は、大正初期で、あとは1～2人雇傭という形で零細化が激しく、ここでも他地域での工場製品による影響がみられる。

ただ、屠畜一製肉業に関しては、明治42年、京都花鳥屠獸KKから市営になって以後、食肉需要の増大に対応して発展をつづけ、精肉販売業は比較的・安定した発展をつづけてきた。

以上のことを視点をかえて第4表で資本金別経営規模による分析を試みてみれば、規模に対応して収支の増大・減少をみる。零細経営は、少額の収支額を、中・大経営は、零細経営の何倍かの額をもっている。しかし、他の一般諸産業と比較して、「部落産業」の生産性の低さがみられ、1従業員当りの生産額の低さは、それが、手労働によるものであることを示している。(第6表参照)

以上、「地区」における職業一産業の構成を要約すれば、労働力は3分され、第1は、一般産業部門雇傭労働群、第2に部落産業に従事する零細営業主＝家族労働力とそれに雇傭される労働力群、第3に、これら定職的就業部門をもたない日雇・雑役層である。一方、業主層をみても零細な不安定就業層に属する露天商であり、「部落産業」に従事する零細資本の営業主であり、さらに「地区」の日常生活に必要な商品販売業主に3分され、一般的産業の経営主を「地区」はほとんどもたない存在としてある。

この状況に、資本主義的発展は不可避的な影響をもち、一般・部落産業部門といえ、ともに経済的制約と法則のなかにあり、また、資本の技術的革新の波及などの影響により、たえず、就労関係・市場問題についても動揺を重ねる。従って、その労働力需給の法則は、その被差別的存在によって、市場変化の影響をよりきびしくうけるものとしてあった。

このことを窮乏化の側面からみてみれば、第7表にみられるように、生活困窮者は、1,114世帯、5,029人にのぼり、これは、地区住民の21%にあたる。しかも、これは、京都市全体においては、2%にしかすぎない存在としてある。この貧窮較差を職業別にみれば、1927年の場合では、全市の貧困者中、最も集中した職種は、手伝・賃織・人力車夫・日稼下駄直し・仕立物・草履麻裏造り・按摩・古物紙屑買・土方など「地区」に関係する職業が多い⑧。1932年の場合でも、1ヶ月45円以下の収入世帯（第2種カード世帯）は、旧市内6地区において42.5%を占め、全市（地区を除く）の2.7%と大きな較差をみせている⑨。そして、第8表にみられるように、日雇・失業・要救護＝「被救恤層」といわれる階層の集中・集積の場が、京都市の場合、都市部落に当たっている。

いま、さらに、収入面からみれば、勤労収入世帯は、

第6表 京都市における産業生産力

	A 工場数	B 労働者数	B/A	C 販売収入	D 支出高	1工場当り		1労働者当り	
						C/A 収入	D/A 支出	C/B 収入	D/B 支出
紡績	16	5,697	350.00	20,512	19,227	1,289.0	1,202.0	3,600	3,340
染色	5,839	25,532	4.48	42,867	36,257	7.3	6.2	1,680	—
金属	1,209	4,644	3.83	18,368	16,265	15.2	13.4	3,950	3,500
陶磁器	401	1,640	4.10	1,756	1,375	4.4	3.4	1,070	—
印刷	476	2,656	5.6	5,048	3,972	10.6	8.3	1,910	1,490
缶詰	6	260	43.3	4,375	4,421	728.0	735.0	16,800	17,000

出典> 前掲「市工業調査書」より作成

第7表 昭和12~13年、カード階級別世帯数及人口

	第1種カード 世帯	第2種カード 世帯	計	非救護 世帯	合計	左のうち 救護法に よる救護を 受ける者	カード階級 の占める 比	救護世帯 の占める 比
世帯数	359	755	1,114	4,253	5,367	363	21%	7%
男	605	1,787	2,392	9,224	11,616	261	21	2
女	775	1,862	2,637	9,266	11,903	329	22	3
計	1,380	3,649	5,029	18,490	23,519	590	21	3
〈参考〉京都市カ ード階級世帯数	2,331	2,399	4,730	230,970	235,700	—	2	—

出典> 昭和15年「京都市における不良住宅地区に関する調査」より作成

80%であるが、世帯主1人の所得では生活はできない状況にある。世帯主1人の収入で生活をするのは51%、2,721世帯で、他は、夫婦共稼ぎ、子女の就労によってまかなっている。すなわち、所得人員2人は、29%、1,553世帯で、内職である「鹿の子絞り」等による収入が多い。さらに3~7人まで、一家総動員によって家計を維持していると考えられる層は829世帯、15%に達している。

また、過半数が、40円以下の所得層である。このことは、全国的にみても、40~50円所得層が、平均した勤労所得1人当りであるが、「地区」において、この層に入りうるのは1,669世帯で、残る3,698世帯は、1人で働いては、この層にならない。したがって、家族ぐるみの多就業でカバーすることになる。(第9表参照)

以上のような、共稼・子女労働の恒常傾向は、家庭生活・教育に大きな影響を与え、世代交代による非熟練・低賃銀労働よりの脱却を困難ならしめる条件を形成してきている。

このような「地区」の職業=産業=所得の諸傾向をさして、市当局は、「本市全般の職業部門と一致せず、自らなる職業分野を構成」<sup>⑥</sup>するという。

第8表 地区所在地学区における失業状況

		京都市 (A)	地区所在 地の学区 (B)	A/B
〈I〉 日傭労働者	有業	5,652	1,770	31.1
	失業	1,088	651	59.0
	計	6,740	2,421	35.8
〈II〉 失業救済登 録者	日本人	1,161	553	47.6
	朝鮮人	2,697	1,249	46.4
	計	3,853	1,802	46.8
〈III〉 カード世帯	第1種	1,854	619	33.3
	第2種	1,797	535	30.2
	計	3,651	1,154	31.6
〈IV〉 救護法によ る	要救護世帯	2,083	756	35.0
	〃人員	2,709	985	35.5

出典> Iは大正14年、IIは昭和5年、III、IVは昭和6年の調査

① 「京都における日傭労働者に関する調査」

② 「要救護者に関する調査」により作成

①は、伏見区深草・竹田醍醐を含まず、②は含む

注> 第1種カード世帯は「臨時的経過的に救済を要する世帯」

第2種〃は「常態的に救済を要する世帯」

第9表 勤労所得人員別・所得高

所得額別	人員別									合計	%	**印 (備考)合計 所得額の%	*印 1人当所 得額の%
	0	1	2	3	4	5	6	7					
0	34	—	—	—	—	—	—	—	—	34	} 12.0%	} 平均以下 51.0%	—
～10	93	121	7	—	—	—	—	—	221	4.4			平均
～20	45	289	50	4	1	—	—	—	389	10.6			以下
～30	40	624	193	24	1	1	—	—	901	23.6			65.7
～40	13	736	379	65	7	1	—	—	1,201	27.1			
～50	13	394	359	106	14	2	—	—	888	16.5	} 平均 26.4%	14.7	平均
～60	5	171	221	113	23	1	—	—	534	9.9		6.3	21%
～70	5	93	122	89	29	3	—	—	381	7.0	} 平均以上 22.6%	3.4	} 平均 以上
～80	3	72	61	65	26	5	—	—	232	4.3		2.6	
～90	1	35	55	35	28	6	1	—	161	2.9		1.3	
～100	4	40	33	23	19	6	—	—	125	2.2		1.5	
～200	5	90	64	51	37	16	9	4	276	} 6.2		} 4.6	
～300	—	20	6	7	1	2	—	1	37				
301～	3	15	3	2	1	—	—	—	24				
?	—	3	—	—	—	—	—	—	3	—			
計	264	2,721	1,553	584	187	43	10	5	**5,367	100			(2,721)100
%	5	51	29	11	3	1			100	/			

注> 全国平均の製造工業労働者・工業男子労働者の1人1日賃金は、2円～2円50銭である。(一橋大学経済研究所「解説経済統計」)したがって、1ヶ月50円～60円収入とみられる。

出典> 前掲「住宅調査」より作成

c、生活状況

1. 住居

1927年、不良住宅地区改良法公布をみたが、旧市域6地区のうち、崇仁のみ、小規模の改良事業を重ねて、全住宅に占める不良住宅比91% (27年) から81% (37年) に低下したにすぎず、他地区は、いづれも家屋不良度の進展をみ、かつ、人口密度の増加とあいまって、不良化は全体として進行し、89%に達した⑨。(第10表参照)

しかも、この状況に対応して家賃は上昇をつづけた。一般市内の借家では5円未満の借家は皆無にひとしいが、「地区」においては借家数の39%を占め、10円以下の借家が一般では31.1% (ただし、平家建・非道具付、9円以下の場合) に対して、「地区」では80%を越える。そして、その家賃支払いの方法は「日掛」が13.1%存在し、この492戸の過半数が6帖以下の部屋を1日20銭以下を支払って借家している。また、この43%が、低家賃にもかかわらず滞納状態にある。(第11表参照)

いま、新市域2地区(竹田・深草)を含めた8地区の住宅の形態をみると、1戸建2,129戸、長屋建2,505戸、平家建2,660戸、中2階建754戸、2階建1,206戸であっ

第10表 不良住宅比と人口密度

地区別	不良住宅比	住宅中不良住宅の占める比		面積1万坪に対する人口密度	
		昭和2	昭和12	昭和2	昭和12
楽只	%	94	96	939	1,755
養正	%	87	96	1,505	1,710
錦林	%	78	98	1,065	1,794
三糸	%	95	96	2,032	2,342
壬生	%	99	99	1,456	1,384
崇仁	%	91	81	1,281	1,408
平均	%	91	90	1,369	1,608

出典> 「調査」より作成

た。このうち「地区」住宅数の平均90%前後を占める不良住宅とは『住宅の構造粗悪にして之を移転せんには多大の補充材を要し、寧ろ新築するを利益と考えられるもの』あるいは『仮設的「バラック」建物乃至は、腐朽傾斜の為頽廢して使用不可なりと認められるもの』であった。



第11表 家賃階級別滞納状況

滞納有無	10円～	～20	～30	50～	70～	100～	～200	～300	～500	501円以上	不明	小計	無	合計	
家賃別															
有 家 賃	5円以下	138	112	74	83	42	55	43	23	13	1	134	718	748	1,466
	7	39	74	60	54	24	26	33	15	11	3	76	415	449	864
	10	31	41	41	27	18	24	32	10	5	1	40	270	414	684
	15	3	19	23	18	13	12	16	11	2	—	19	136	257	393
	20	—	10	—	8	3	2	7	4	2	—	8	44	103	147
	30	1	2	5	3	4	3	3	1	4	—	3	29	65	94
	31円以上	—	—	—	—	—	—	—	1	3	—	—	4	19	23
	不明	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	—	2
小計	213	258	203	193	104	122	134	65	40	5	281	1,618	2,055	3,673	
無家賃	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	2	4	81	85	
合計	213	758	204	193	104	122	134	65	41	5	283	1,622	2,136	3,758	
百分比%	6	7	5	5	3	3	4	2	1		7	43	57	100	

出典> 「調査」より作成

そして、その住宅の56%は、居住者が所有していた。しかし、これら「地区」の建物は、「建築年数古くして破損せる儘に放置せられ、瓦葺は名のみ所謂破れ瓦、板囲いの家屋が大半の現状」(楽只地区)「何れも建築後50年を経過せるものと認定せられ、朽腐汚損せるも、未修理の儘放置せらるるものも多く」(養正地区)「建物古くして腐朽せる儘に使用せるもの多く」(錦林地区)「一般に建築年月頗る古くして腐朽の程度高く、瓦破れ、壁崩るの類は各所に発見せられ」(三条地区)「建物極めて古く不良住宅は99%を占むる上、不良住宅内に於ける建物の不良性は8地区中に於ても最も甚しきもの」(壬生地区)——以下略——という記述にみられるように市内においてもきわだった不良住宅地帯を形成していた。これは、持家・借家をとわず約90%の家屋の状況であった。

そして、その面積が、10坪未満の家屋が2,842戸、61%を占め、室数も1戸当り2室のものが1,816戸、40%を、3室以下は、3,272戸と72%を占めている。いま、不良住宅を指標にとれば、1戸当り2室以下は60%をこえ、1戸当り3室以下では3,131戸、77.7%となっている。

さらに畳数について、1戸当り6帖以下の極零細家屋は、1,390戸、31%もあり、9帖以下を合計すれば56%にも達する⑩。これは、1世帯当り、4人強の人員からすれば、1人当り、2帖程度の畳数しかない人々が過半数を占めていたことを示している。

これら「地区」の家屋面積の状態を、京都市の一般借屋と比較してみれば、1930年の調査によれば、1戸当り

3室以下は、35.4%、1戸当り9帖以下は15.7%であり⑪、この例をみても、「地区」においては、部屋数の少なさ、狭さが特徴づけられ、このように家屋状態においても差別的な状況があらわれているのである。

## 2. 住居施設

家屋の不良化、狭隘性に対して、住宅の諸設備も悪条件を重ねている。

まず用水について、68%は、井戸を使用、そのうち%以上は共同井戸で、6戸以上の共同井戸使用が過半数を占める。全体の22.5%を占める水道も、その約¾は共用水道で、ここでも6戸以上共用が過半数をしめる。

便所は、2,277戸、50%が共同便所で、「衛生的見地に於て種々遺憾の点が少なくない」といわれ、4戸以上の共同が、全体の約¾を占めている。(第12表参照)

道路条件についても、道路敷地の狭さから採光・通風なども不十分で、通風不可なるもの2,598戸、57%、採光不可は、2,720戸、60%、通風・採光とも不可は、2,482戸、55%もあった。

排水状況。主要道路に面した住宅は、下水溝の整備をみるが、一步、裏通りに入ると、排水設備を欠き、「排水不良にして、汚水停滞し、常に湿潤にして衛生状況を不良ならしめている」といわれ、排水不良なるものは60%にのぼっている。(第13表参照)

炊事施設にしても、「カマド」をとっても、35%は「カマド」なしで、「コンロ」その他で、米を炊いており、その煙は、住宅汚染の原因となっている。そして「カマド」と「便所」はしばしば接近しており、便所の構造の不完全性によって、極めて不衛生な状態が発生した。

第12表 便所専・共用別世帯数

		世帯数	%
専	用	2,703	51%
共	2戸	883	35%
	3	500	
	4	289	
	5	160	
	6	194	
	7	103	
	8	118	
	9	62	
	10	96	
	10	96	
用	~15	138	10.8%
	~20	36	
	21~	14	
	不明	24	
	小計	2,617	
合	計	5,320	100%

出典> 「調査」より作成

第13表 通風・採光・下水溝可・不可世帯数

通風	採光	世帯数	%
可	可	1,905	36
	不可	278	5
	小計	2,183	41
不可	可	141	3
	不可	2,996	56
	小計	3,137	59
計	可	2,046	39
	不可	3,274	61
	小計	5,320	100
下水溝	可	2,124	40
	不可	3,196	60
	計	5,320	100

出典> 「調査」より作成

以上のような、排・用水・衛生状態からする特有の疾患発生について憂慮すべき保健状態をもつにいたる。

### 3. 保健状態

居住環境の悪条件と低所得、不安定就業といった事態は「地区」民の健康をむしばんでいた。

いま、第14表によって、幼児死亡率をみれば、1936年の「地区」の乳児現住人口455人に対し、死亡者141人で、約1/3は生れてもすぐ死亡した。(死亡率31%)、京都市に

第14表 地区の出産と死亡(昭和11年)

	同和地区 合計	京都市 合計	
出産数	911	25,460	
出生数	867	24,040	
死産数	42	1,420	
出生数の総人口に対する比	3.69%	2.17%	
死亡数	528	16,431	
死亡数の総人口に対する比	2.24%	1.48%	
乳幼児死亡数	乳児	141	3,012
	幼児	93	1,732
	計	234	4,749
乳幼児死亡数の死亡総数に対する比	44.32%	28.87%	
人口自然増加率	1.45%	0.69%	

出典> 「調査」により作成

おいては、約12%であることから、一般と比して2.5倍の高さを示す。青壮年に達すると死亡率は一般に比して減少(2%に対し1.43%)する。軍隊の壮丁検査によれば、受験者中、不合格者4%を出し、一般の2.7%より高く、また体格壮健な甲種合格が少く、丙種合格が多い。

一方、「地区」民の健康状況は悪く、人口の7%1,542人が、何らかの疾患をもつといわれ、そのうち、35%は貧困のため治療はしなかった。そして、自家治療は、513名、33%いるが、そのうち56%は薬も買わず、医師にもかからずにいた<sup>⑩</sup>。

学童の健康状況も悪く、身体検査の受験者3,217名についてみれば、1,882名、59%は要監査者として何らかの身体的障害をもっていた。また、トラホーム患者も、1,287人、40%を占め、これは、全市学童の罹患率3%をはるかにうまわっており、これら児童の病状疾患は、前述した住居の設備状況と深刻な関連をもつものであった<sup>⑩</sup>。

出生の問題についてみれば、現住人口100人につき、出生数3.69人で、全市平均の2.17人をうまわめるが、死産率も高く、0.18%(全市では0.13%)を示す。

そして、全体の死亡率は、現住人口100人に対し、2.24人で、全市の1.48人をこえた。いま、死亡率を所得階級別にみても、一般都市における最下層所得層は、1.49%であることよりみても<sup>⑩</sup>「地区」の死亡率の高さが、都市貧民よりもうまわることが知れよう。

また、死亡原因が、結核性疾患と肺炎・気管支炎などに集中(50%)しており、これは全国平均のこの病患死亡率23~5%と比しても高いことがわかり、とりわけ、

抵抗力の弱い乳幼児に集中しているのが特徴である。

結局、「地区」の人口の自然増加率は、1.45%（全市平均0.69%）で、「多産多死」の型を示す。この原因は、早婚にあり、そのことは、出産期間の長さを意味する。1932年の川市内6地区の20歳未満の初婚年令は、一般地区においては36%に比し、「地区」においては、62%、17歳未満は、6%対19%という高さを示す。そして、市平均が25歳初婚が最多であることに對し、「地区」では20歳初婚が最高になる。

いま、19歳までの出産数を對比すれば、全国平均出産率（1927年、15～9歳）2.9%に對し、「地区」は69%である。25歳～29歳は、全国、30%、「地区」23%となり、全体として早婚早産の傾向をもっていた。

これらの諸特徴は、すでに指摘されているように、産業革命期において、肉体磨滅的に虐使された都市貧民の労働力再生産に酷似したものであって、この状態が、帝国主義段階の日本においても現出し、なお、持続されてきたものといえよう。

#### d、教育問題

日本において、その義務教育制の徹底的強制普及は、世界においても類をみないが、そのなかで、わずかな未就学児童の集中するのは「同和地区」にあたる。義務教育完了年令の16歳以上の者13,725名のうち、全然、就学せざる者、4,827名、35%にのぼる。小学校中退者2,651名あり、これら義務教育未完了者の合計は54%に達する。高等小学校卒業生は1,030名で、中退者を加えても9%にすぎず、中学校以上の進学者は、卒業、在学・中退を含めても6%にすぎないという状態であった。②（第15表参照）

幼児教育は普及しており、各「地区」所在地の市設隣保館で保育される者が多く、871名を数える。この幼児教育の高さと、義務教育の不振には次のような関連があると思われる。すなわち、幼児期は、両親の労働に支障をきたすための託児教育であり、少年期においては、一定の少年労働力として家計上、やむえず就労するか、両親のいない家庭保持のための家事労働により、義務教育未就・中退者がうまれる。あるいは、「地区」の保育所と違い、学校における教師・一般児童のもつ差別的言動のなかでの不就学であったらう。

いま、本調査八地区にある9小学校についてみれば、総学童数8,884名のうち、「地区」学童は、3,596名、40%在籍した。そして、15歳以下の年令層についてみれば、漸次、教育徹底化が進展、不就学児童は、8%にまで減少した。（一般は3%）そして、この不就学理由が、ほとんど貧窮に起因しており、37年現在の在学児童にあ

第15表 16才以上の男女の教育程度

教育程度	16才以上の			%	
	男	女	計		
ナシ	1,798	3,029	4,827	35.0	
私塾	51	16	67	0.5	
小学校	在学	3	—	3	—
	中退	1,390	1,261	2,651	19.0
	卒業	2,152	1,979	4,131	30.0
高等小学校	在学	9	3	12	—
	中退	146	45	191	1.5
	卒業	727	303	1,030	8.0
中学校	在学	89	42	131	1.0
	中退	116	47	163	1.0
	卒業	168	244	412	3.0
大専 学門	在学	22	2	24	0.5
	中退	1	—	1	
	卒業	39	4	43	
その他 学	在学	8	2	10	0.5
	中退	—	1	1	
	卒業	15	4	19	
不明	5	4	9	—	
計	6,739	6,986	13,725	100	

出典〉前掲「不良住宅調査」より作成

っても貧困のため、被服・学用品貸与・給食・就学奨励金の交付等の助成者が828名に達しており、これは「地区」学童の23%を占めていた。このことは、一般学童が3%の助成比であることに比較しても、その差異の大きさがしれよう。

また、「地区」学童の成績の低滞性が、そのおかれた家庭状況に起因していることはいうまでもないことであるが、しかし、一方、教育者の側においても、「地区」の学校を忌避し、その差別状況を当然のこととしている状態があること②から、さらに当時の「同和教育」の内容が検討さるべき問題としてあるといえよう。

（注）

① たとえば、古くは榎田民蔵「対角線的に観たる水平社問題」参照。労農派には水平社・部落問題に論及したものはあまりない。理論的にも問題視角にも入っていないといえよう。なお、戦前の日本共産党においても、しばしば解消論的把握がみられることも留意されたい。この点については別稿に期したい。

② 従来の研究史、たとえば井上清「部落問題の研究」など参照。最近、それへの反省がでてきている点に

ついて、馬原鉄男「日本資本主義と部落問題」を参照。

③ 奈良本辰也「部落解放の展望」など。

④ 簡単な概括的な史的叙述については、京都市社会部「京都市に於ける不良住宅地区に関する調査」昭和15年版と市民生局「京都市における同和行政の概要」昭和46年版による。各地区の沿革については同書を参照。旧市内は崇仁までである。(第一表参照)

⑤ 注④の昭和15年版の「調査」による。以下、ことわりなき場合は、すべて同書により、「調査」と略記する。

⑥ 中央融和事業協会「融和事業関係地区人口、資源、その他の概要」昭和14年版による。

⑦ 岡崎文規「日本人口の実証的研究」66頁。

⑧ 森梁香「社会調査に現われたる都市地区少額生活者の生活内容」融和事業研究32号所収によれば、京都市の「同和地区」の貧困者(方面カード第2種=1ヶ月45円の収入以下の世帯)1,782世帯のうち、「古くから地区に住って居た者」1,121世帯、「市以外の郡部、又は他府県からの移住」は661世帯で、63対37%の比になり、貧困者層といえども同じ傾向を示す。なお、この調査は1932年で、流入者の第1位は、滋賀県173、次いで奈良県133、大阪府97、朝鮮53である。

⑨ 京都市社会部「市内在住朝鮮出身者に関する調査」昭和12年を参照。

⑩ 例えば、朝田善之助「差別と闘いつづけて」13～5頁、20頁をみよ。部落から外へ出ていくものが、明治末期からふえ、そのことから水平運動との関連を言及している。

⑪ 前掲「調査」18～20頁の用途別家屋敷の調べからの推論である。

⑫ 同じような考察を筆者は試みたことがある。「日本帝国主義と部落産業」部落213号所収参照。

⑬ 前掲「調査」と「京都市における日傭労働者に関する調査」「要救護者ニ関スル調査」によっている。

⑭ 森の前掲論文参照。貧困の原因が「失業、疾病、考衰、家族多数、負債等ということ」がいえるとしているが(37～8頁)差別問題との関連での追求はよわい。また、この期の貧民状況に関する文献は多い。なお、森論文によれば、労働可能の貧困者2,987人のうち部落産業関係者は965人、露天行商などの商人は401人、失業203人となっている。また、貧困対策は、公同委員制(大正9年設立)→方面委員制(昭和12年)として進展をみるが、この事業は、府が担当する。しかし、市の最貧困地区は「同和地区」(例えば崇仁)であり、この救貧政策との関連については後日に期し

たい。

⑮ 前掲「調査」71頁。

⑯ 以下の数字は、ことわりなき場合、前掲「調査」によっている。なお、27年の数字は、「不良住宅密集地区ニ関スル調査」昭和4年による。

⑰ なお、森の論文によれば、「同和地区」貧困者の場合、1,782世帯のうち持家17、借家1,557、借家107、小屋31、木賃宿22、不詳48で、1室のもの658、36.8%。2室のもの940、52.7%合計89.5%が2室以下であった。つまり、貧困者ほど劣悪な居住条件にあったことがわかる。

⑱ 「借家に関する調査」による。

⑲ 以上の数字は「調査」による。なお、1927年の貧困者の場合、調査人員7,487人のうち1,500人、20%が不健康者であった。森論文参照。大正5年の兵庫県調査でも同じ指摘がある。吉田久一「日本社会事業の歴史」196頁。

⑳ 例えば公同委員会における訴え。「自分は養正委員である。我部内にはトラホーム患者実に多く、之が徹底的撲滅を乞う。…学校生徒1,000名中実に370～80名の多きに達している。之が原因は其の家庭にあり、其祖父母・父母其他がトラホームの恐るべきを知らず、等閑に付するに因る……家庭に於ける根本的治療を要す」「公同委員制度」77頁。

㉑ 岡崎文規「日本人口の実証的研究」361頁参照。以下、全国・全市的比較の数字は本書によっている。

㉒ 古典的には、エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態」をみよ。同様の指摘を世界的に検討したものに松本良三「階級と人口」、寺尾琢磨「資本主義と人口」がある。なお、これらの問題についての体系的叙述は、スムレーヴィッチ「新人口論」が詳しい。

㉓ なお、「地区」貧困者の場合は、年次が古いこともあるが(32年調査)小学校中退490人、27.5%、不就学者664人、47.8%で計75.3%となり、その就学率はさらに悪い。(森論文参照)また、不就学者が最も集中している産業部門が染色業であることは、「地区」における染色労働者の存在と関連があるように思われる。「第3回労働統計実地調査」昭和5年を参照。

㉔ 住谷悦治「未解放部落の労働経済事情」103頁。

## II、京都市同和事業の展開

### a、同和政策のはじまり

政府が、部落問題に対して、行政的対応をみせはじめたのは、明治33年の内務省地方局内に<sup>1)</sup>おいた「感化事務」だといわれる。以後、内務省を中心とした「融和政

策」の展開をみるのであるが、当初は、「地方改善」とよび、主務大臣から地方長官に訓示させ、関係官吏を派遣し、部落視察や、改善団体・篤志家の選奨、あるいは部落改善・救済にあたらせたが、きわめて消極的なものであった①。

一方、地方官庁は、郡市役所、町村役場・警察署に改善機関を併設したり、講演会などを行ない、きわめて弥縫的な対処を行なっていたにすぎない。

この状況に衝撃を与えたのは、大正7年の「米騒動」であった。全国検事処分者8,185名のうち、部落民887名(10.8%)の処分者は、それが権力側の恣意的作為であったにしても大きな結果であった②。内務省は、融和団体・各政党・団体の部落調査や、あるいは所属官吏を地方に派遣して実状を調査させて、方針をたて、大正8年1月、細民部落改善協議会を開催した。第41議会で代議士福井三郎や、松井庄五郎が建議・請願したのはこのときである。以後、同情融和大会などと、いろいろな名称での大会、協議会の開催がつぎ、その会へ中央・地方官吏、名士・政治家・部落名望家を包括することで対処してきた。

そして、大正9年、始めて地方改善費としての5万円支出が計上され、あいついで各地方の融和団体の育成と統括化が試みられた。

以下、年表的に機構の整備の過程を追うならば、大正6年の地方局の救済課設置以降、7年、救済事業調査会設置、8年、救済課を社会課に改称、9年、社会局を新設し、社会事業全般の中央機関とし、その内に融和事業担当の部署を設置(大正13年では福利課が担当)して、

当らせている③。

一方、財政的処置について、大正9年以降は、地方官庁の融和事業費に対して、これと同額の国庫補助金を交付、翌年には、京都府外11府県に対し、国費を以て専務職員を設置している。そして大正12年には、育英・融和団体奨励・地区整理事業の実施をはじめた。そして、従来、部落内部から自生的に生れてきた融和諸団体と官製の育成的団体との統合団体として中央融和事業協会の結成をすすめ、ここに下からの答申、上からの諮問という行政機構の完成をみるのである④。京都府における融和諸団体の結成も第16表にみられるように、大正末期から昭和初期に集中しており、その性格・役割も多様であった。

上部団体としての、京都府親和会は、府下全般の融和団体の総括的地位にあり、本願寺の融和団体は、全国的な統轄機関として、京都東山におかれたものである。そして、中央・地方官庁の融和行政担当課が、経済的施設改善・設置・生活救済を行なうのに対して、主として講演・講習・懇談など精神的・思想的役割をになっていた。地区に存在する諸団体は、思想的な行動を行なうと共に、生活改善などをもあわせ行ない、行政の末端責任を担うかたちでも行動した⑤。

このように、上は政府(内務省を中枢に)から府・市・町村・各地区にいたるまで、同和事業の体系が貫徹するのは、大体、昭和初期の政治的・経済的危機の時期であり、一方、水平運動の高揚→沈滞をみるときでもあったことに注目されねばならない。

第16表 京都融和事業団体表

名 称	所 在 地	経 営 組 織	設 立 年 月	事 業 要 目
京都府親和会	府社会課内	会 員 組 織	大正 12. 8	融 和 事 業
本派本願寺一如会	本派本願寺内	〃	13. 10	〃
大谷派 〃 真身会	大谷派 〃	〃	15. 3	〃
大日本青年融和愛国聯盟	伏見区深草飯食町	〃	昭和 7. 3	〃
改進黨更生会	〃 〃 加賀屋敷町	〃	8. 10	〃
京都洛南社会館	下京区上鳥羽清井町	〃	4. 11	〃
融和盟友協会	伏見区新町13丁目	〃	8. 4	〃
同盟一心会	東山区三条大橋東3丁目長光町	〃	大正 10. 7	〃
楽 只 会	上京区鷹野北町	〃	8. 10	〃
大 正 会	左京区田中馬場町	〃	9. 5	〃
錦 溪 会	東山区鹿ヶ谷高岸町	〃	昭和 2. 7	〃
共立自治会	伏見区竹田狩賀町	〃	大正 2. 4	〃
一如会婦人部	本派本願寺内	〃	昭和 7. 2	〃
京都府融和団体联合会	府社会課内	〃	大正 13.	融和事業の 連絡統制

出典> 「京都府管内社会事業施設要覧」昭和11.8.

**b、同和財政の概観**

京都市が明治期における慈恵救貧政策より、恒常的な社会政策として同和政策をうち出しはじめたのは、やはり、「米騒動」を画期としている。

市は、このとき勸業課に救済係を設置し、大正7年、北野川端、七条の公設市場を設け、翌8年、市立職業紹介所開設、三条託児所設立、9年、養正・崇仁託児所などの設置などが相ついだ。この年、救済係は社会課として独立、昭和期にかけての社会政策や同和事業の活動が開始される<sup>⑥</sup>。

いま、同和事業開始をみた1920年から戦時下の1942年までの市財政における同和事業費の変化をみてみる。市財政に占める同和事業費の増大をみてみれば、第1の頂点は、1923年であるが、この年は、諸託児所設置にあたる。第2は、1934～9年で、「地方改善地区整理事業」

に投下された費用が大きく、第3には1941～2年で、これも「地方改善地区整理事業」と、戦時下における「地区」住民の転失業対策としての「授産場」資金が増加したものである。

いま、総括的に市財政における「同和事業費」の増大ぶりをみると、1920年の市財政支出809万円余から戦時下の2,000万円前後の支出決算にいたるまで約2.5～3倍の増大を示すのに対し、同和事業支出は、約10数倍の伸長を示し、実行されなかったにせよ、約93倍の予算(1942年)まで計上し、その支出額に占める比も漸次、増大をつげ、1930年後半から40年代にかけて1%前後から4%台までのびた。(第17表参照)

この点を、当時の国家財政のなかでみると、1940年においてすら総支出予算約170億円に対し、同和予算は、わずか140万円余(0.0082%)であることよりみても相対的には高い<sup>⑦</sup>。にもかかわらず、市財政支出における

第17表 京都市財政における同和事業費

	A 支出総計	社会事業費のうち、同和事業費							B/A	Bの大正9 を100として	Aの大正9 を100として
		公設 浴場費	託児 所費	隣保 館費	授産 場費	トラホ一 ム予防 救治費	地区整 理諸費	B 小計			
大正 8	5,180千円										
9	8,091		8,213	—	—	2,399		10,612	0.13	100	100
10	7,291		52,393	—	—	6,719		59,112	0.81	556	90
11	8,311	35,102	39,465	—	—	10,612		85,179	1.02	801	103
12	9,099	59,733	144,213	—	—	11,852		214,798	2.38	2,220	112
13	10,188	1,207	75,725	—	—	11,921		88,853	0.88	835	126
14	10,925	2,657	52,872	—	—	12,395		67,925	0.61	639	136
昭和 1	11,159	913	28,174	11,902	2,802	11,625	28,179	80,793	0.72	760	138
2	11,718	26,123	31,268	12,911	4,470	11,804	22,978	98,081	0.83	924	144
3	15,588	1,209	29,778	1,351	5,685	11,570	—	49,593	0.31	466	192
4	13,051	2,357	30,225	2,358	6,009	14,795	—	53,386	0.40	503	161
5	12,321	3,106	57,609	2,425	6,315	17,731	—	87,186	0.70	820	152
6	12,312	2,397	31,550	2,566	6,512	20,729	—	63,754	0.51	600	152
7	12,232	589	30,269	2,926	5,398	20,712	5,326	70,408	0.57	664	151
8	12,016	24,694	29,931	2,610	8,010	20,850	52,342	143,458	1.19	1,350	149
9	13,024	308	38,170	—	10,121	21,191	204,221	274,011	2.12	2,508	161
10	15,064	469	39,689	—	20,575	23,241	85,418	169,392	1.13	1,592	186
11	15,075	—	46,745	—	31,112	24,912	65,072	167,841	1.12	1,573	186
12	18,831	—	59,145	—	39,428	15,238	(42,071)	155,882	0.82	1,460	233
13	18,902	—	62,006	—	52,524	25,349	59,557	199,536	1.05	1,842	234
14	18,765	—	67,596	—	74,483	25,365	7,034	174,478	0.93	1,642	232
15	22,040	—	38,240	—	83,155	21,555	—	142,950	0.65	1,345	294
16	20,174	—	40,726	—	134,800	21,619	636,457	833,602	4.15	7,850	250
17	22,801	—	35,655	—	143,360	22,070	784,457	985,542	4.33	9,290	284

出典> 市統計書、市社会事業要覧より作成

注> ( )と昭和16・17年は予算、他は決算、支出総計は経常・臨時・積立金の合計、同和事業費も左の諸支出の部に入ったものを項目別に再編計算を試みた。

「同和関係費支出」は高いとはいえない<sup>⑩</sup>。このことを、以下の諸予算項目（事業種目別）に従ってまとめてみよう。

### c、地区整理事業

『部落民の居住せる地区は、差別の為に封鎖され勝であって、人口の増加する割合には拡大されておらぬ。その為か家屋は密集し、道路は狭隘となり、上下水は不完備となるという有様で、地区の乱雑は免れない。斯かる地域に対しては、先づ其の地区の整理を行ない、「居は気を移す」の趣旨により、環境の改善を期することの急務なるはいうまでもない。然るにその戸数の比較的多い部落に於ては、単に府県費に依る改善施設のみでは、府県の財政上、到底、充分なる効果を収め難きを以て、その中施設の最も急を要すと認められ、且つ、相当多額の経費を要するもの20府県20ヶ所を選び、之に国費を交付し、10ヶ年計画を以て之が整理改善を期することとなっている。これは、第1次地区改良10ヶ年計画の政府側趣旨であるが、京都市においては、この計画面より整理事業が進められていた。

以下、その概要をみる。

1. 東七条（崇仁地区）の道路拡張、排水工事、下水道新設と改修、高瀬川改修。経費約28万円、うち18万円は国庫補助、大正13年着工、昭和3年完成

2. 昭和3年、都市計画事業として第14号線、第5号線其の他の開通事業

3. 昭和6年、失業救済事業による下水道の施設改良

4. 昭和8年、地区改善整理事業（政府起案第2回）開始、48万円投資による須原通り、その他の拡張、下水改修、橋梁架設を目的とした。当初は、工期を昭和8年から10年の3ヶ年計画で実行された。しかし、鉄道委任工事の遷延で、事業年度が繰延され、併せて省線東海道線、奈良線の北側沿いに2道路を築造する追加工事のため昭和14年に完成をみた。

5. 昭和10年、全国融和団体は協議し、「融和事業ノ総合的進展ニ関スル要綱」を決定、これにもとづいて「融和事業完成10ヶ年計画」を発表、政府援助のもとで、昭和11年より実行をはじめた。京都市は、この計画のもとに、新市域「地区」の改善事業にとりくみ、主として道路改修工事を中心に地区整理事業を行なった。第1年度（昭和11年）は吉祥院菅原町、醍醐辰巳町、竹田狩賀町など3ヶ所で実施、予算は、5,625円、第2年度、松尾鈴川町ほか2ヶ所、10,000円、第3年度、3ヶ所、6,750円、第4年度、1ヶ所、6,000円となっている<sup>⑩</sup>。

これらの諸事業は、「地区」としては崇仁に集中、事業内容は、道路・下水・橋梁・河川改修などで、家屋に

ついては、何らなされなかった。したがって、市当局も「崇仁学区ノミニ付テ見ルモ一少部分ニシテ、況ンヤ其ノ他ノ地区ニ於テハ全然未着手ノ状態ニアリ」とのべる。

一方、地元の地区民にあっても、昭和11年以来、市内8地区の町民は「地区改良促進期成同盟ヲ組織シ、各方面ニ促進運動ヲ行ナフト共ニ地元市民ヲシテ物心両面ヨリ協働セシムベク自覚運動ヲ起」しており、これに対して市当局も、土木局、社会課の協力のもとに8地区に付て調査を行ない、改良事業の具体化をはかった。いま、昭和14年起案の「地区改良事業計画」によれば、旧市内は、「地区」の道路・住宅の拡張・改築案でもって従来より大幅の予算523万円余にのぼるものであり、約200万円は国と府の補助金であって、325万円は市の起債によるという計画であった。これは、「生産力ノ拡充、国家総力ノ拡充ヲ最高策トセラルル現下地区居住者ヲシテソノ生活ヲ挙ゲテ国策ニ協力セシメル為ニソノ厚生ヲ計ルハ最モ緊要トセラルルトコロデアツテ、斯クシテ国民一体、国民融和ノ問題ハ解決ノ鍵ヲ見出し得ルモノト考ヘラレル…」（市長御説明要旨）とした京都市第1次5ヶ年計画地区改良事業の出発であった<sup>⑩</sup>。しかし、この大構想も、戦時経済に入り物資困窮、予算縮減のなかで挫折をみたこと、また、これら事業の担当者である市の有力吏員が、「市役所内左翼グループ事件」として処分されたことなどから中絶された。また、この構想のうらには、水平社の側からする立案・実行の真相があったことが明らかにされている<sup>⑩</sup>。（第18表を注<sup>⑩</sup>との関連で参照）

### d、トラホーム治療所

京都市におけるトラホーム多発地域といえば「同和地区」にあたる。例えば、昭和11年の学童調査によれば、「地区」の学童患者は、40%にのぼり、これは、全市学童の罹患率3%をはるかにこえる。

市の予防事業の沿革をみても、大正9年下京区東七条川端町の崇仁小学校内に第1治療所を設置、無料で毎日午後3～4時から日没時まで治療にあたっている。以後、第18表にみられるように第7治療所まで増加したが、すべて「同和地区」であった。一般市民が治療する場合は、治療所へ行くか、遠隔地の場合は医師会会員の医師へ無料、又は、洗眼料1回10銭、手術料は実費を市が負担していた<sup>⑩</sup>。

さて、このように、トラホーム患者の「同和地区」への集中は、家屋の居住状態の狭隘さ、衛生状態の不良性、さらに住民の貧困、生活の繁雑、多忙のなかで治療時間もなく、治療もおこたりがちであったことによるこ

第18表 改良計画表（昭和15年）

	養正	三条	崇仁	錦林	壬生	楽只	竹田	深草	計		
改良法に よるもの	土地面積	8,269坪	4,966	5,800	1,980	2,335	—	—	23,432		
	改良住宅戸数	396戸	293	279	108	146	—	—	1,222		
地方改善 によるもの	道路	延長	284間	149	—	120	105	193	136	231	1,218
		面積	933坪	806	—	397	347	1,887	450	764	5,584
	改良住宅戸数	—戸	—	—	—	—	34	66	—	100	

出典> 「不良住宅地区改良事業計画」京都市綴より作成

第19表 トラホーム治療所成績

所在地	開設年月	患者数					平均1人治療回数				
		大正13	14	昭和1	2	3	大正13	14	昭和1	2	3
第1治療所 下京区東七条川端町	大正9.6	371	455	289	294	418	77.69	81.36	122.96	206.78	127.76
第2 " 東山区三条大橋長光町	10.6	371	524	581	336	577	65.54	59.47	57.34	108.19	35.21
第3 " 左京区田中馬場町	10.6	445	308	259	301	153	100.22	142.82	146.74	134.93	68.18
第4 " 上京区鷹野東町	昭和4.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第5 " 中京区西ノ京新建町	5.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第6 " 伏見区竹田狩賀町	6.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第7 " 左京区鹿ヶ谷高岸町	10.12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		1,187	1,286	1,129	931	1,648	82.34	87.23	94.65	147.97	71.75
一般トラホーム患者数		927	706	530	616	608	13.17	13.17	25.49	34.65	34.23

出典> 「京都市勢要覧」（昭和4）「社会事業要覧」（昭和14）より作成

とを示している。

いま、第19表をみれば、圧倒的な人口数をもつ一般市民が、治療患者数においては少なく、「同和地区」患者数が増加傾向にあるのに、一般患者数は減少しつつあること。また、平均1人当りの治療回数における「同和地区」住民の高さにみられるように、容易に治癒しない状況があり、このことは、再感染、あるいは、たえず新しい感染がみられるような状態が居住環境にあることをものがたっている。また、このことは、「地区」のもつ差別的状況とも関連する社会病として再生産されてきていることでもあった。

e、託児所から隣保館へ

京都市における託児所の開設一発展をみるのも「同和地区」におけるものを端初としている。大正8年、民間よりする寄付金によって設立をみた三条の大橋東3丁目東入長光町の協同夜学校の昼間利用に始る。

翌年には、市議会の賛同による保育所拡張がみられ、定員も40名から70名に増加、さらに田中西河原町の親友夜学校の利用による50名保育、東七条の崇仁小学校利用

の40名保育が開設され、これら3託児所は、市の経営によるものとして出発をみる。（第20表参照）

託児所開設・増設にあたり、市当局はいう。「居住状態・衛生状態・教育状態の不良悪風奇習等細民の密集地より生ずる弊害尠少ではない、就中、斯かる環境に無心に生育しつつある幼児を放擲しておく時には、彼等が其の弊を踏襲するのは自明の理である。此の弊より救わんには彼等を託児所に收容し両親に代って善良に保育するに如くはない。且つ幼児を通じて父兄母姉の教化を為し、併せて託児所を中心として該地区の教化事業を行なわんとし、茲に託児所を設置する…」あるいは、京都市における託児事業は「該地区の隣保改善をも行なわんとするものであり、他都市に於けるが如く、単に少額収入家庭の児童を受託保育すること……とは異による」<sup>⑧</sup>とした。そして、その効果は、「保母の真摯なる教養によって幼児も漸次従順善良に赴く傾向があり、児童の父兄母姉も家庭に於ける幼児の言動と自己の動作を比較し、益々託児事業の有効なるを悟り、児童を通じ漸を遂ふて遷善する傾向」であったので、施設の拡張にふみきり、かつ、「従来は託児所の收容力が小であったので、主と



第20表 託児所・隣保館の内容（昭和15）

名 称	収容人員	事業開始	新築開所 年 月	敷地面積	延 建 坪	建 設 費	備 考
楽 只 隣保館	120	大正 10. 5	大正14. 5	坪 271	坪 83	円 *34,554	昭和9 風害拡張改築 改築費 38,600 増築費 32,773(昭和6) 64,600(昭和9)  借地・建設費は借家の ため模様替費  昭和7.4市に移管 昭和 9風害改築敷地寄付さる
壬 生 //	105	13. 5	13. 5	350	123	*29,070	
崇 仁 //	400	9.11	11. 7	1,132	326	*62,156	
三 条 //	125	8.12	13.12	121	68	*63,570	
養 正 //	185	9.11	13. 3	244	103	*34,900	
養 正 (分場)	100	昭和 13. 2	—	225	79	3,990	
錦 林	85	大正 13. 5	13. 5	182	78	*37,260	
改 進	175	15. 8	—	482	190	*45,000(改)	
辰 己	80	昭和 14. 4	—	316	59	11,260	
計	1,375	—	—	3,323	1,109	321,760	

出典> 「市社会事業要覧」昭和11、15年により作成 敷地面積・延建坪は、坪以下切捨。

\*は含用地費

して下級労働者の子女のみを収容していたが、増設をみるなかで「託児所設置の本来の目的たる地方教化改善に数歩を進むべく家事家計の如何に拘らず、同地方の子女を出来得る限り収容する方針とした」<sup>④</sup>

ここに新築増設をみるとあるのは、従来の学校よりの借受け施設より新しく設立された各託児所をいうわけで、大正11年の崇仁にはじまる各地区開・新設の託児所をいい、ここに市の託児事業は軌道にのったというべきであろう。しかし、その新・増設の趣旨にみられるように、その託児事業は、単なる育児補助的役割からさらに、児童を通しての両親の教化をめざしており、その思想について検討すべき課題をもっている。

以下、内容をうかがうと、第21表のごとく託児家庭は、共稼ぎ家庭が多く、各託児所では、「6歳未満の付近の幼児を収容し、保母をして毎月1日・5日、12月31日より翌年1月3日迄の休務日を除いては毎日午前8時より点灯時迄（6月1日～9月末、午前7時より点灯時迄）無料で保育し、大体、幼稚園の課程に準じ、遊戯・唱歌・談話・手工を課し、昼飯は各自弁当を持参せしめ、1日1回宛間食を与え……又、各託児所付近の有力者数名を地方改善相談役に囑託して入所児童の選定及事務相談に務らしむ……毎月1日・15日の休務日に保母会議を開き、隔月1回母師会、年3回活動写真応用通俗講演会及必要に応じて相談役会を開催する」<sup>⑤</sup>という。このように、市当局と地区有力者との協力によって運営がなされ、行なわれた教育内容も、市の意向によるものであった。また、無料で出発した託児料も、大正13年末より1人1ヶ月1円となり、事情によっては減・免制であったという改正が行なわれる。また、一方、新市域であ

る改進地区の託児所も京都市合併により昭和7年市営移管をみるが、この運営は、従来は「風紀、衛生、生活の改善を目的とする共立自治会」が当っており、ここでも融和団体のもつ「地区」への影響は大きかった。

以後、昭和11年、市の同和事業の進展をみるなかで、家事見習所と託児所の合併→隣保館へと組織替えされ、従来のように、青年職業教育と幼児教育が切り離されて行なわれるのではなく「幼児・少年・少女・青年・処女・婦人・成人と、対象市民の年令・性別に応じて夫々教育的事業、修養自治に関する事業、保健衛生、児童保護に関する事業、経済的施設事業、慰安娯楽事業、各種相談事業を行」い「年中無休、毎日午前7時から午後10時迄開館」<sup>⑥</sup>した。このように、1地区全体の教育、相談、自治の機関として機能が転換し、さらに昭和16年には時局的任務をおわされる。それは、「軍事援護施設として……銃後にある我子の健全なる成長と否とが、如何に士気に影響をもつか。…留守を務る市民はこれらの児童のお世話に万全を期さねばならない。……この施設は、銃後の妻に妹に勤務の時間を与えることによって、自己の精神を振起するに役立つ」し、又、「生産力拡充」へ役立つものとして、家庭から女性労働力を工場へ動員するための留守児童の保育機関として、積極的な意味をもってくる。<sup>⑦</sup>

この方向で増設をみるのは、一般地区における「銃後託児所」がそれで、昭和14年以降、市内6ヶ所に設けられた。

以上、「同和地区」における貧困者児童の託児と、その幼児教育による父兄・家庭への「融和」教育的効果をねらった創立・発展期より、やがて隣保館への吸収・改組

第21表 託児所託児者職業調 (大正14)

		楽 只	養 正	錦 林	三 条	壬 生	崇 仁	計	%
託児所の職業別	工 鉦 業	12	22	5	48	28	76	191	29.9
	土 木 建 築	13	55	58	9	14	15	164	25.3
	商 業	12	34	8	21	10	45	130	20.1
	農 林 業	2	1	—	—	4	—	7	1.0
	通 信 運 輸	8	27	1	15	—	63	114	17.8
	戸 内 使 用 人	1	1	—	—	1	—	4	0.6
	雑 業	2	4	4	4	2	16	32	5.0
計		50	144	76	97	59	216	642	100.0
無 母		1	4	2	2	1	6	16	—
母の職業調	工 鉦 業	31	32	26	30	19	93	231	36.8
	土 木 建 築	—	33	17	8	4	6	68	10.9
	商 業	4	27	1	10	2	21	65	10.0
	農 林 業	1	1	—	—	2	—	4	6.6
	戸 内 使 用 人	—	0	—	—	1	2	3	0.5
	雑 業	—	6	2	2	3	9	22	3.5
	家 事 計	13	41	28	45	27	79	233	37.3
合 計		50	144	76	97	59	216	642	—

注> 大正14年「社会事業概要」より作成

のなかで、「地区」の自治的教育的機関の一環としてのくみ込み、さらに戦時下の国家的使命のもとでの意味づけ、生産力拡充のためのあるいは、銃後の留守家族の生活保護のための託児機関としての側面へ移行をみるなかで「融和」主義的意味としても部落問題の側面が欠落していくという過程をとったのである。

#### f、家事見習所

大正10年より、託児所の付属事業として開設され、昼間、労働に従事した小学校卒業以上の婦人を受講者として、裁縫・礼儀作法・珠算・修身講話などを講習内容として始った。地区における女子労働者の技術習得と、また、「地区」外での就業機会の増大により一般民衆との接触というなかで一般的な礼儀作法の習得などを必要とさせたのである。

毎日午後7時～10時まで、修業期間6ヶ月を1期として3期間、約1年半で修了というコースで、大正11年には第1期63名、第2期86名の修了生を出している。講習は50%前後の欠席者を出しながら続けられ、修業困難な生活環境のなかで行なわれてきたことを示している。(第22表参照)

開設当初は、養正・楽只・崇仁・三条の4ヶ所であっ

たが、大正13年には錦林、昭和2年には壬生も開設をみ、講習内容も、洗濯や和洋料理など身近なものなども設けるようになった。

このように発足をみた家事講習会的性格も、昭和11年、託児所とともに隣保館として改組されるや「婦女常識講習」など教養講座や副業・授産事業(内職)の講習や作業も行なわれるようになった<sup>⑩</sup>。

#### g、授産場

授産場の開設は、地区に始ったのではなく、大正8年以降の市職業紹介所の内職・副業紹介に端を発している。市は、この事業のため専門家招請・講習会実施を行ってきたが、授産事業として本格化するのは、大正13年、社会課直営の授産場を京都市簡易夜泊所内に設けたのに始まる。翌年、岡崎の平安義会内に移転、同年、市の中央職業紹介所の新築により、同所に移転、さらに昭和1年には、京都市中央授産場と改称された。

その事業内容は、単純な労働指導を目指しており、無経験者でも就業した日より「家庭収入の幾分かを補足し得る」賃金が与えられるような和・洋裁の仕立物や手工品作業で、市内の間屋などから委託されたものである。それは、集ってくる女子労働者の技能に応じて、仕事の

第22表 家事見習所出席人員

年次	計	三 条	崇 仁	養 正	楽 只	錦 林	壬 生	改 進
昭和 4	29,973 <sup>人</sup>	3,693	8,144	4,549	2,425	7,131	4,031	—
5	28,972	3,458	8,265	4,261	2,980	7,086	2,922	—
6	25,405	3,191	5,469	4,483	4,105	5,408	2,749	—
7	23,977	3,498	4,905	3,718	2,111	6,359	3,386	—
8	24,265	2,935	4,592	5,751	2,429	6,364	2,144	—
9	24,161	2,572	4,907	3,589	2,432	6,514	1,249	2,898
10	24,604	3,234	4,613	3,656	3,231	5,654	1,681	2,535
11	40,524	9,586	8,537	5,700	6,105	5,840	3,108	6,698
12	40,640	4,333	7,805	5,735	9,059	5,470	3,230	4,988
13	42,473	4,627	8,490	7,841	6,738	5,003	3,478	6,296
設 立 場 所		一心浴場内	崇仁託児所内	養正託児所内	楽只託児所内	錦林託児所内	壬生託児所内	
設 立 年 月		大正10.11	10.11	10.10	10.10	13.8	昭和2.5	—
大正十二年	講 師	7人	2	2	2	1	—	—
	収 容 定 員	284人	78	90	80	30	—	—
	在 籍 者 数	208人	56	57	64	31	—	—
	1 日 平 均 出 席 数	111人	26	28	33	24	—	—
	出 席 率 %	53.4%	46.4	49.1	51.5	77.4	—	—
昭和七年	講 師	9	1	2	2	1	2	1
	在 籍 者 数	149	28	32	27	18	26	18

注> 出席人員は昭和4～13年連年のものは延人員数である。

出典> 「社会事業要覧」より作成

「難易」を割当て、出来高払いで支払いを受け、そして相当の技術取得後は、たとえば洋裁などミシンの必要なものは授産場でマシン使用料などをとり就業させ、一方、家庭で作業が可能なものは、副業として行なうようにするようになっていた。

地区にも開設をみるのは、昭和1年であって、養正浴場の階上で授産場の分場として開設をみ、洋裁の内職を紹介、さらに昭和3年一心会館内に三条授産分場が開かれ、やはり、洋裁の授産事業の開始をみた。しかし、この事業も「不況には委託品の減少、工賃単価の低下」をよんだ。また、一般市価に比し、その仕立賃銀は低廉で、洋・和裁を例にとっても大体20～40%の安価でもって請取っていたと思われる(第23表参照) こうして、マシン47台を備え、教師教名が指導し、多数の技術修了者を出し、修了者に対しても委託加工品の紹介を行なってきたのである。技術修了者の授産場使用には、1ヶ月1円～1円50銭の使用料を、又、製作委託者よりは、加工賃相当の1%以内の手数料を徴集して経営費の補助にあてた。また、地区隣保館における授産事業にも協力し、

館内の授産組合に対しては工作品の斡旋などを行なった。

一方、日中戦争の勃発による市内染織業の打撃は、多数の失業者をみ、また、出征軍人家族などの失業救済授産などを目的に多数の授産場が設立される。紫野・西陣・壬生・九条・上京・左京・西院・東山・五条などの授産場がそれで、これに対応して中央授産場の移転拡充が行なわれる。

このように授産場は、一般貧民を対象として出発し、さらに「同和地区」民を中心として技術修得→内・副職奨励として発展してきたのであるが、日中戦争後は、更に大きく、一般失業者、軍人家族の失業救済的性格をもって推移してきたのであり、「同和事業」の一環としての側面はうすれていったのである<sup>⑩</sup>。以後、現在においては、明確に、この2つの流れは分化し、機能的にも運営方向上も変化していくのである。

#### h、公設浴場

京都市における公設浴場は、全部、「同和地区」にあ

第23表 授産場

品名	授産場値段		一般値段	
	円	円	円	円
授産場工賃				
モーニング上衣	10.00	~6.50	12.00	~8.00
背広三ツ揃	12.00	~7.50	15.50	~12.00
“上着	6.50	~4.00	8.00	~5.00
婦人服	5.00	~0.70	7.00	~1.50
紋付裾模様	5.00	~3.80	8.00	~6.00
錦紗御召	1.40	~0.80	2.00	~1.20

授産場	昭和	平均	洋裁	和裁
		銭	銭	銭
授産場一日当業賃	2	47.7	51.4	39.9
	3	44.3	38.6	61.4
	4	33.3	34.3	28.9
	5	23.1	18.9	34.3
	6	15.3	12.2	24.5
	7	16.1	13.9	21.9

業授産場数	部	中央	養正	三条	合計
		人	人	人	人
業授産場数	洋裁部	38	8	17	63
	和裁部	16	—	—	16
	計	54	8	17	79

出典> 「社会事業要覧」昭和8年

「京都市における授産事業の調査」より作成

る。その創始は、大正12年設立の崇仁・養正浴場で、建設資金は、前年、簡易保険積立金よりの低利資金94,000円の融資を受けたことによる。(第24表参照)

経営管理は、市営浴場管理規程に基き、市の監督のもとに、地元の崇仁青年会・養正大正会が運営しており、

第24表 公設浴場

所在地	設立年月	経営主	建設費		敷地面積	建物面積	備考
			建築費	改築費			
崇仁 {下京区東七条上ノ町4-1}	大正12.8	崇仁青年団	37,632	17,925	200.00	82.921	昭和9 風水害により改築
養正 左京区田中馬場町66	大正12.8	大正会	51,368	9,000	277.65	17.491	浴室改築
錦林 {左京区鹿ヶ谷高岸町3-4}	昭和3.5	錦溪会	25,000	—	106.62	55.080	
竹田 伏見区竹田狩賀町	9.2	共同組合	23,392	—	92.00	60.700	
深草 {伏見区深草加賀屋敷町}	11.5	共同組合	15,312	—	83.78	56.989	敷地は借地
納所 伏見区納所北城堀10	11.4	自励会	9,800	—	61.60	18.461	敷地のうち市有地23.59坪 残部は借地
吉祥院 下京区吉祥院菅原町	14.9	—	10,385	—	108.21	32.365	敷地は無償借地

出典> 昭和14年「社会事業要覧」

以降の設立をみた諸浴場も地元の団体によって運営された。ここからの収益は、その地区の改善事業に使用されることになっていた。

・開浴は、月1回の休日の他、毎日、午後2時~12時までで、入浴料は、大正末~昭和初期では大人は2~3銭、小人1~2銭という低額で、昭和3年の例をみると、市営浴場の平均1人1銭4~5厘の入浴料に対し、一般私営浴場は4銭余という40%以下の低料金であった。(第25表参照)②

第25表 公営・私営浴場の料金比(昭和3年)

浴場	1日平均				
	大人	小人	計	金額	
公設浴場	崇仁	488人	568人	1,051人	15円40銭
	養正	787	1,012	1,799	25.86
	錦林	233	128	361	5.95
	計	1,508	1,703	3,211	47.21
1人当り金額	—	—	—	1銭46	
私設浴場(375)	—	—	157,269人	6.401円	
1人当り金額	—	—	—	4銭07	

出典> 「京都市衛生年報」9より作成

浴場は、その保健・衛生的役割からいっても、地区の筋肉労働者・住民に大きな役割を果たしたものと思われ、以後、幾多の改・増築をえて今日に至っている。

### i、部落産業の協同組合化と転失業問題

昭和12年、日中戦争を契機として、戦時経済体制の強を化めざる日本経済は、翌年、国家総動員法のもとに物

資総動員計画をはかり、統制化による需給関係の調節をめざした。部落産業は、これにより多大の影響をうける。

昭和13年6月23日「物資動員計画」実施により、零細資本が圧倒的な部落産業に対しても「協同組合」化がめざされ、4組合が結成された。

- (1) 京都厚皮仲買商業組合
- (2) 京都別珍鼻緒製造組合
- (3) 京都靴小売商業組合
- (4) 京都靴工業組合

これらの組合は、生産の協同化という形で進行したのではなく、原料の配給と製品の販売を統制する点に特徴があり、限られた原料と製品の配給に目的があった。ただ、靴工業組合に関しては、軍需用生産のための転換により市当局の、やや積極的な援助があり、ここでは、生産の助成金を出していた。

一方、農事組合にみられるような「地区」別の組織化の方向がみられ、戦時下の動揺せる部落産業と、「地区」労働力の保護のため「自覚厚生促進のため副業の効果」あるいは、「協同組合の助成」に、諸組合が結成される。楽只共榮授産組合、以下、養正・東三条・錦林・川田・壬生・清井町、あるいは菅原町農事実行組合以下、青木元町・鈴川町・納所・太秦・改進・辰巳などの各「地区」の農事組合・製俵組合など。

このようにして結成をみた各組合に対してさらに「融和事業10ヶ年計画」の一環として産業経済施設奨励金が京都府より出され、共同農具・作業場などの購入設置がなされている。たとえば、楽只一編物などの副業器具購入、養正一輸出玩具・刺繍・洗張などの製作用具、川田一養兎場設置、菅原一糶機・米選機購入、清井一製縄機・筵機購入、唐戸一蔬菜共同洗場設置、鈴川一同洗場設

置・稚兎購入。青木元一同洗場・共同農具購入、辰巳一糶機・米選機・副業器具などの購入。

以上のような「地区」における産業へのわずかな援助金下付という形は、散発的には、大正・昭和初期にもみられるのであるが、「地区」一円に何らかのかたちで行なわれるのは、戦時下に入ってからの特徴であった。

しかし、一方、皮革関係の工場閉鎖・休業は、戦争の進展のなかであいつぎ、全国では80%の製革・靴工場と38%の製革労働者、79%の製靴労働者が、それぞれ閉鎖・失業に際会した。その他、履物・製肉関係なども深刻な打撃を受け、全国部落総戸数の27%が失業者をかかえていたのである。いま、京都府下の状況をみても第26表にみられるように、失業状態・転業必要者は10~12%に及んでいたのであって、都市部の京都市内の各地区はとりわけ大きな影響をうけたものと思われる。

一方、労働力の側面からみると、さきに、隣保館事業の一環として「青年公民講座」「少年職業輔導講座」「婦女常職講座」などを開講して青少年労働力の育成・練磨にあたり、かつ、また、小学校・職業紹介所などを通じての一般産業への就業斡旋・就業助成金交付などを試みていたが、戦時下に入り、軍需労働力需要増大により若年就労者の就労は増加したといわれる。しかし、一方、「地区」における就労分野が部落産業のもつ内容から、軍需転換不可能な分野を占め、かつ、中高年の就労者多数のため、この転換不能の失業者は、救済土木事業に従事する。たとえば、昭和13年12月10日から翌年3月末まで103日間、延17,789人(1日平均171名)が就労、その事業内容は、全く失対事業で、「関係町内並に其の付近における道路清掃・溝渠浚渫」であって、従来のような土木事業建設ではなく、清掃であった。この就労者の内容は、「要救済資格」者であり、具体的には、物資動員の

第26表 京都府失・休業者並要転業者状況

調査地区数 (70)	従業戸数			従業者数			失業又は休業状態に在る者						転業転職又は副業転換等を必要と認むる者						
	主業	副業	計	主業	副業	計	従業戸数			従業者数			従業戸数			従業者数			
							主業	副業	計	主業	副業	計	主業	副業	計	主業	副業	計	
合計	2,410	986	3,397	4,426	1,883	6,309	28	13	41	28	13	41	280	85	365	497	104	601	
内訳	農業	1,244	323	1,567	2,765	721	3,486	—	—	—	—	—	—	80	6	86	228	7	235
	漁業	1	2	3	1	6	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	工業	39	91	130	49	218	267	—	4	4	—	4	4	6	10	16	6	10	61
	商業	183	101	284	254	152	406	1	—	1	1	—	1	2	—	2	4	—	4
	日傭	707	369	1,076	1,136	651	1,187	19	6	25	19	6	25	163	53	216	221	67	288
	雑業	103	79	183	115	99	214	7	3	10	7	3	10	27	14	41	36	14	50
その他	133	22	155	106	36	142	1	—	1	1	—	1	2	2	4	2	6	8	

出典> 「融和事業関係地区産業並職業転換状況」昭和14年より作成

影響を受け、転業困難なる者のうち、(イ)、従来の職業の関係上、身体虚弱なるもの、(ロ)、年齢、男55歳、女45歳以上の者に限られていた<sup>29</sup>。

いま一つの対策は、移民であった。昭和11年以来、満州農業開拓民募集を始め、13年度より青少年義勇軍の選出をはじめている。「地区」民の移住は不明であるが、京都市では、移民21名、義勇軍191名（昭和14年12月現在）あった。この問題は、第1次全国融和事業協議会でも重視され、京都府親和会の坂口真道、府社会事業主事の森梁香も「移住は融和問題解決上大きな内容をもつ」として積極的な取組みを表明している。しかし、その会議で、「移住する時は内地の差別が移住する」<sup>30</sup>と指摘されているように、その計画は、何ら「差別」の解決にならず、又、失業救済としても積極的な展開をみずに終わった。

### Ⅲ、要約

以上、Ⅰ、Ⅱ、でのべたことを要約しておく。

Ⅰにおいては、同和地区の人口流動状況から、その集積の状態と、朝鮮人の流入などによる、より重層的な差別構造の形成をのべた。

そして、その職業構成のうえで一般産業分野への就労がみられるが、一方、未熟練労働力の龐大な存在（行商・日雇層）があり、また、部落産業も低滞性を示していることを論じた。そして、所得分析において、低賃銀が兼業、幼年労働、子女内職などによる家族ぐるみの労働形態によってカバーされていることをのべた。

生活状況も、住居の劣悪性と狭隘性を論証し、施設においても、用水・下水・便所・採風光・道路などの悪条件をのべ、そこからひきだされる健康上の諸障害を指摘した。

そして、最後は、以上のもたらす諸結果が教育にも影響し、世代交代による経済的上昇の可能性が困難な条件をもつことを示した。

Ⅱにおいて、まず、全国的な同和政策の立案者—行政の側の対応過程を略記し、京都市の同和財政の概括をのべた。

そして、行政施策別に項目をたて、地区整理事業における不十分さと、1940年代にはじまる実現しなかったが壮大な立案の紹介を試み、その過程に水平運動の側からする工作があったことを簡記した<sup>31</sup>。

トラホームに関しては、その異常な発生と対策の試みを指摘し「社会病」として地区のおかれた劣悪な住居と地域の諸条件と不可分な相関関係にあることとの関連でのべた。

託児所では、その幼児教育を、両親の労働とのつなが

りて考え、小学校不就学とも関連すること。やがて成人教育まで対象とする隣保館にまで発展していく過程を略記した。

家事見習・授産場では、地区住民の行儀見習・内職などの意味が問われ、一般産業分野や社会などの就業や交際の機会における習慣などの「同和」的役割をもったことを指摘した。

公設浴場では、その運営の問題や果した健康上の役割についてのべた。

最後に、戦時下における産業—労働力対策として協同化と転失業・移民の問題をのべたが、不十分におわっている。とりわけ協同化のもとでの産業の状況については、今後の追求をまたねばならない。

そして、以上の諸論点を、当時の水平運動のなかで位置づけることが、今後の課題となる。

（注）

① 一般救済事業が本格化するのには、「大逆事件」による影響防止のためである。この事業に熱心だったのは、最も天皇主義者であった山県系官僚・政治家であった。吉田、前掲書297頁。また、社会事業や方面委員制度などの官僚・行政機構の整備も、「米騒動」を契機としている。講座「社会保障」第3巻63～4頁。「日本の救済制度」183～5頁を参照。なお、この節に関しては、「融和事業年鑑」と小林茂「同和事業のあゆみ」部落65・6号、最近の業績として原田伴彦「戦前・戦後の同和行財政」経済学雑誌65—1によった。また、本稿の「同和」概念の使用については、原田論文4頁の「所以」による。

② 朝田善之助・木村京太郎「全水創立前後」部落71号における朝田発言をみよ。（58～9頁）そこには、米騒動における部落民の先導的役割についての言及がある。また、官庁資料によっても、崇仁・養正・壬生の参加がみられ、三条では、改善同盟一心会の前身団体が、4昼夜にわたって町内要所を張番して騒擾防止につとめ、米の廉売にのりだし、翌年からは、女子に「鹿の子絞り」男子には「輸出貝釦」の内職奨励につとめていることに留意せよ、内務省「部落改善の概況」大正10年調181～2頁。この「米騒動」検挙者数字は、講座「部落」部落の歴史(下)による。

③ 内務省社会局「社会局関係事務概要」によった。

④ にもかかわらず、同和事業に対する政府不満はのべられ、単なる答申的発言に止まらない。失業者救済費に比して同和予算の少なさが叫ばれ、米騒動があったから予算をくみ、また事件があったから増額する「丸で子供に菓子をやるが如くにして、今日の60万円程度に達した」、この会合に大臣の1人も出席しない。

水平運動に同感する、華族制度はなんという存在だ等々、注目すべき批判点が続出している。「第2回融和団体連合会大会紀要」を参照のこと。また、岡山の全水幹部の野崎清二が「協和会」から水平社に入った事情など他の社会事業団体と違った諮問機関一団体としてあることは今後、究明すべき課題である。

⑤ この点の追求が「融和運動」の思想とその実績に即して解明されねばならないのだが、今後の作業をまたねばならない。たとえば、京都市に即しても、水平社成立のときに果たした役割（前掲、朝田発言・対談論稿）や昭和10年結成をみる養正・陶化・上鳥羽・柴只などの融和促進委員会の結成など追求すべき課題は多い。

⑥ なお、京都市の社会事業との関連で同和事業をおさえておくならば、市の事業対象は、2つあったという。一つは、染織業一零細家内工業の労働者失業・生活保護問題で、いま一つは「本市の歴史性に基づく融和事業関係地区の多量的存在並に因襲的差別観念の根強き遺存に規制せられ」る部落問題とであった。したがって、他市と違い、その社会政策上の位置における部落問題の重さについては、行政担当者は「凡ゆる社会事業部門に於て、これら対象（地区）との関係に特別顧慮されている」という。「京都市の融和事業」16～7頁。

⑦ 大蔵省・日本銀行「財政経済統計年報」121頁の「歳入歳出純計・予算純計額」による計算である。

⑧ 何故、高いといえないか、以下の諸節にみられるように、「地区」住民の生活改善、教育・就業構造に積極的な諸変化を与えていないことから規定している。戦後一現在への変容については、目下、検討をはじめている。なお「融和事業年鑑」の1940年における京都府の同和予算9万円余は、市と比較しても少く、今後の同和財政史における統計的整理は、市財政における同和予算の集計から試みなければならぬ。

⑨ 「融和事業年鑑」の各年次参照。なお、京都市の場合の地区整理は、「市社会事業要覧・概要」の各年次版による。

⑩ この計画は、昭和15年以降、さらに政府と交渉をみ、次のような改良案の決定をみた。改良地区面積は、30,756坪、(総面積の25%)改良戸数1,422戸(総戸数の30%)、事業費580万円で、改良法適用の出費477万円(内、50%国庫、25%府補助)残額の約103万円は、地区整理法によるもので(内、20%は市負担、75%は国、5%は府)あった。しかし、翌年、さらに修正をみ、「8地区全地域……其ノ面積125,331坪、改良住宅戸数4,545戸、事業費総額20,740,178円……改

良事業方法ニ付テハ改良法ニヨルモノハ土地ヲ買収シ良住宅ハソノ敷地面積相当分ヲ保留シ移転セシムルモ、不良住宅ハ之ヲ一掃シ11米或ハ6米ノ幹線道路ヲ築造シ宅地ヲ造成、木造2階建改良住宅ヲ建設ス、ソノ際一時収容所ヲ設ク……改良住宅ハ世帯員数ニ応シ5種ニ分チ、所要数ノ店舗付住宅ヲ以テ現住世帯数ニヨリ建設ス、尚、物置作業場ノ付帯施設ヲ設ク、尚、改良住宅ハ一定ノ使用料ヲ徴シ貸付ス、又、地区整理ニヨルモノノ改良住宅右ニ準ジ実施シ管理ス」るもので、その財源は、改良法によるものは50%国庫補助金、25%府補助金で10ヶ年間分割交付であった。また不足額は起債による計画であった。そして、地方改善法によるものは、75%が国庫、5%が府補助金とし、公債償還費は、地元民負担として約200万円見込まれており、総負担額の約25.6%にあたっていた。以上の資料は、京都市蔵「不良住宅地区改良事業計画」所収の「不良住宅地区改良計画概要」によっている。この「概要」は「本文」と若干の数字上の誤差があるが構想は同じである。なお、前年度計画より予算増大は、土地買収策が計画されたからである。又、本文に引用したものは、市蔵「地区改善委員会一件綴」昭和14年4月起によった。

⑪ 渡部徹編「京都地方労働運動史」1543～6頁。なお、この大計画の関係者には、朝田善之助がいた。朝田、前掲書163～4頁参照。また、「10ヶ年計画」の戦時下の停滞については、部落の側から強い実施要求が出ていた。

⑫ 「市勢要覧」昭和4年251頁、「市社会事業要覧」各年次参照。

⑬ 「市社会事業要覧」昭和9年、なお、京都市における託児所で、市立のものは、ほとんど同和地区にあり、一般地区では私設託児所が多い。「京都市における乳幼児保育事業に関する調査」昭和15年による。

⑭ 「市社会事業概要」大正13年版

⑮ 「同上」大正12年版

⑯ 「市社会事業要覧」昭和15年版

⑰ 「同上」昭和16年版

⑱ 「市社会事業概要・要覧」各年次による。

⑲ 「同上書」

⑳ 「同上書」

㉑ 昭和15年9月になると両丹靴工組合と合して連合会となり、府下一円に組織化された。会の目的は「製品の検査並に取締、統制、営業に必要な物の供給」とある。「京都府工業組合概史」424頁参照。なお、「市社会事業要覧」も参照。

㉒ 簡単には講座「部落」部落の歴史(下)183頁に

よる。以下、各府県の状況は、「融和事業関係地区産業並職業転換状況」によってみられたい。この点に関する産業史の側からする追求は、「時局と中小企業一転失業問題」所収の山中・美濃口論文参照のこと。ここでは、部落産業に集中した打撃の状況が語られている。また、「融和事業年鑑」昭和13年、73～8頁も部落産業の府県別の悪化の状況を概括している。そして、転業しても、その職場で差別をうけ、また靴・履物、修理などに逆転する状況もあった。「第2回中央協議会会議録」の議論参照。

㊸ 「市社会事業要覧」参照。

㊹ 「融和事業年鑑」昭和15年版41頁。

㊺ この点は、水平社内部から起った「厚生報国運動」の京都での展開との関連でのべられなければならない。また、この運動が「国民精神総動員運動」などとのつながりで戦時経済の高度化という「革新」状況との対応で行なわれてきており、また、行政との合作のなかでの壮大な展望をもったことの意義は、戦時下の水平運動を論ずる点で重要な論拠をなすもので稿を改めて考えてみたい。